

様式第15号(第15条関係)

(表)

年 月 日

茨城県知事 殿

貸与決定番号

貸与時の養成施設  
又は大学院の名称

修学生 住 所  
(電話 )  
氏 名

看護職員業務従事状況届

看護業務従事状況について、下記のとおり届け出ます。

記

年4月1日現在

業 務 の 種 類	保健師(助産師, 看護師, 准看護師)業務	
就 業 施 設	名 称	
	所 在 地	
医 療 機 関 等 の 種 類	裏面第 号該当	
業 務 開 始 年 月 日 等	年 月 日 から 年 月 日まで ( 中断期間 年 月 日から 年 月 日まで ) ( 中断理由 ( ) )	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

就業施設等の長

印

(裏)

医療機関等の種類

茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例第1条の2第1項に規定する看護職員不足地域に存する次に掲げる医療機関等

- 1 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院
- 2 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
- 3 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第13項に規定する病児保育事業を行う施設
- 4 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
- 5 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)において看護師を置くこととされている事業所
- 6 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項に規定する母子健康包括支援センター(助産師の業務に従事する場合に限る。)
- 7 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- 8 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
- 9 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)において保健師、看護師又は准看護師を置くこととされている事業所
- 10 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)において保健師、看護師又は准看護師を置くこととされている事業所